証券コード　6571
2020年９月７日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
キュービーネットホールディングス株式会社
代表取締役社長 北　野　泰　男

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年の株主総会につきまして、極力、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年９月24日（木曜日）午後５時までに書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2020年９月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）
2. 場　　所　東京都渋谷区神宮前5-53-67　　東京ウィメンズプラザ　ホール
3. 目的事項
報告事項
1. 第６期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第６期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
議案　取締役７名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染症への対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本総会開催における対策を以下のとおりとさせていただきます。
株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】
招集ご通知３～５頁の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】
・マスクの持参や着用などの感染予防対策にご配慮いただきますと共に、受付など会場内各所に消毒液を設置いたしますので、手指の消毒をお願い申し上げます。
・本年は株主様の座席の間隔を空けるため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。また、当日、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方のご入場をお断りする場合があります。予めご了承ください。

【当社の対応について】
・当日は当社出席者及び運営スタッフについても、体調を十分に確認の上でマスク（一部スタッフは手袋等）着用など感染予防対策を実施させていただきます。
・開催時間を短縮するため、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。当日ご出席される株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をご覧いただきますようお願い申し上げます。
・総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更になる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
［当社ウェブサイト］http://www.qbnet.jp/ir/

また、感染予防のため、その他必要な措置を講ずる場合がありますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける株主様



日　　時　2020年９月25日（金曜日）午前10時

場　　所　東京都渋谷区神宮前5-53-67
東京ウィメンズプラザ　ホール

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない株主様

①書面による議決権行使

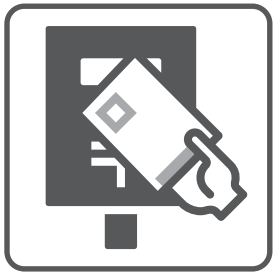

行使期限　2020年９月24日（木曜日）午後５時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

なお、議案につき、賛否のご表示のない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

②インターネットによる議決権行使



行使期限　　2020年９月24日（木曜日）午後５時まで

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

パソコン、携帯電話又はスマートフォンから上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧のうえ、ログインＩＤ及び仮パスワードをご入力いただき、画面の案内に従い議決権を行使してください。

右記ＱＲコードからのアクセスも可能です。

（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

※インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
０１２０－１７３－０２７
受付時間：9:00～21:00

■ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記の他当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

■ インターネットによる開示について

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.qbnet.jp/）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

売上収益は、上半期（2019年７月１日～2019年12月31日）においては、国内既存店の売上収益が前年同期を超える水準で順調に推移したこと及び国内・香港のQB HOUSE全店の価格改定によってサービス単価が上昇したこと等により、前年同期に比べ1,019百万円増加しました。一方で、下半期（2020年１月１日～2020年６月30日）は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、店舗の臨時休業、営業時間の短縮及び消費者の外出自粛等による来店客数減少の影響を受けました。特に国内では、日本政府の緊急事態宣言の発出及びその後の対象地域の拡大により、４月18日から５月12日まで国内全店を臨時休業したため、４月及び５月の来店客数は前年に比べ大きく減少しました。これらの影響により、グループ全体で下半期は前年同期に比べ2,794百万円減少しました。以上の結果、当連結会計年度（2019年７月１日～2020年６月30日）の売上収益は、前連結会計年度に比べ1,774百万円減少しました。

売上原価は、臨時休業期間の店舗家賃の減額等があった一方で、国内・海外の店舗スタッフの増加及び国内の店舗スタッフの待遇改善によって人件費が増加したこと等により、前連結会計年度に比べ232百万円増加しました。

販売費及び一般管理費は、国内の期末手当が減少したこと等により、前連結会計年度に比べ214百万円減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は19,089百万円（前連結会計年度比8.5％減）、営業利益は239百万円（同87.8％減）、税引前利益は98百万円（同94.8％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は104百万円（同91.8％減）となりました。

出店につきましては、42店舗出店いたしました。出店地域は、国内に31店舗、海外はシンガポールに２店舗、香港に５店舗、台湾に３店舗、アメリカに１店舗であります。また、ショッピングセンター及び駅の改修等により21店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は715店舗となりました。

なお、当社グループはヘアカット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規出店や既存店のリニューアルを主な目的として設備投資を実施し、全体での設備投資の額は722百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当社グループは、従来締結しております1,000百万円の当座貸越契約に加えて、財務基盤の一段の強化を目的として、新たに6,000百万円のコミットメントライン契約を締結いたしました。当連結会計年度においては、当該融資枠から4,000百万円の借入実行を行いました。当該融資枠の当連結会計年度末における借入未実行残高は3,000百万円であります。

4. 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第３期 （2017年６月期）	第４期 （2018年６月期）	第５期 （2019年６月期）	第６期 （2020年６月期） （当連結会計年度）
	（国際会計基準）	（国際会計基準）	（国際会計基準）	（国際会計基準）
売上収益	17,971	19,287	20,864	19,089
営業利益	1,502	1,641	1,969	239
税引前利益	1,417	1,560	1,895	98
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,023	1,041	1,272	104
基本的１株当たり当期利益（円）	85.27	86.73	102.64	8.29
資産合計	23,573	23,555	24,282	32,721
親会社の所有者に帰属する持分	7,434	8,695	9,797	9,786
１株当たり親会社所有者帰属持分（円）	619.53	701.74	784.54	768.46

（注）当社は、2017年12月14日開催の取締役会の決議により、2018年１月１日付けで普通株式１株を100株に分割しております。第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的１株当たり当期利益及び１株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

5. 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大によって、当社グループでは、店舗の臨時休業、営業時間の短縮及び消費者の外出自粛等による来店客数減少の影響を受けました。

当社グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大による不安定な事業環境下においても、事業活動を安定的に継続し、さらなる成長を目指すための重点課題として、以下の３つを挙げて対応してまいります。

① 万全の感染防止策の実施及び継続的なサービスの提供

店舗運営については、お客様・従業員の安全を確保するためのあらゆる感染防止策を講じて、継続的なサービスの提供ができるよう努めております。各店舗では、密閉・密集・密接の３密を避けるべく、換気を徹底するとともに、待合席の間引き及びカットブースごとの飛沫防止シートの設置等の対応を行っております。また、従業員に対しては施術中のマスク及びフェイスシールド（又はグラスシールド）の装着を義務付けており、施術終了後はお客様ごとに椅子・クローゼット・クロスの消毒を行っております。今後も、お客様・従業員の安全を最優先に考え、万全の感染防止策を講じて、継続的に良質なサービスの提供ができるよう努めてまいります。

② デジタル技術を活用した新たな事業機会の創出

国内のQB HOUSEでは、店内での待ち時間を減らす目的で、順番案内システムを一部店舗で導入しております。また、FaSSの一部店舗では、アプリによる予約システムを導入しております。今後も、デジタル技術を活用した、お客様の安心感及び安全性並びに利便性を高めるサービスの開発を通して、新たな事業機会の創出を進めてまいります。

③ キャッシュフロー及び財務基盤の強化

当社グループは、財務基盤の一段の強化を目的として、2020年４月にコミットメントライン契約及び当座貸越契約の実行により、4,000百万円の資金を調達いたしました。また、2020年６月には、再流行に備えた追加資金として、コミットメントライン契約の貸付極度額を3,000百万円増額しております。今後も、新型コロナウイルスの感染拡大による不安定な事業環境下においても、中長期的に事業活動を安定的に継続できる財務基盤の構築に努めてまいります。

6. 主要な事業内容（2020年６月30日現在）

当社グループは、ヘアカット専門店「QB HOUSE」及び多様なニーズに合わせたブランドである「FaSS」の店舗展開により、ヘアカットサービスを提供しております。

7. 主要な営業所並びに従業員の状況（2020年６月30日現在）

（1）主要な営業所

本店　　東京都渋谷区
大阪支店　　大阪市北区

（2）従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,279名（470名）	265名増（25名増）

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及びパートタイマー）は、（　）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、ヘアカット事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2名（―名）	―（―）	51.8歳	5.1年

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及びパートタイマー）は、（　）内に外数で記載しております。
2. 当社は持株会社のため、セグメント別の記載を省略しております。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
キュービーネット株式会社	10百万円	100%	ヘアカット事業
QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD.	6百万SGD	100%	アジアにおける海外子会社の統括
QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD.	2百万SGD	100% (100%)	ヘアカット事業
QB House (Hong Kong) Limited	14百万HKD	100% (100%)	ヘアカット事業
台和捷麗有限公司	39百万TWD	100% (100%)	ヘアカット事業
QB HOUSE USA INC.	500千USD	100%	ヘアカット事業

(注) 出資比率の（　）内は間接保有を内数で示しております。

(3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
キュービーネット株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号	4,089百万円	5,553百万円

9. 重要な企業結合等

(1) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(2) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

10. 主要な借入先及び借入額（2020年６月30日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	8,415
株式会社みずほ銀行	4,080
株式会社三井住友銀行	2,108

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数　48,000,000株

2. 発行済株式の総数　12,735,300株

（注）新株予約権の行使により新株式を247,300株発行し、発行済株式の総数は247,300株増加しております。

3. 当事業年度末の株主数　5,603名

4. 上位10名の株主（2020年６月30日現在）

株　主　名	持　株　数（株）	持　株　比　率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,832,900	22.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,399,100	10.99
インテグラル株式会社	592,300	4.65
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	470,400	3.69
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	433,800	3.41
北野　泰男	392,000	3.08
JP MORGAN CHASE BANK 385632	391,600	3.07
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	368,800	2.90
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.380578	257,300	2.02
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	240,345	1.89

（注）１．持株比率は、自己株式123株を控除し、小数点以下第３位を四捨五入しております。
２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年７月27日に株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の内容の概要

名　称	第１回新株予約権（2016年９月29日取締役会決議）
新株予約権の数	2,220個 （注）１
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	４名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　222,000株 （注）１
新株予約権の発行価額	新株予約権１個につき735円
新株予約権の行使価額	新株予約権１個につき52,000円 （普通株式１株につき520円） （注）２
新株予約権の行使期間	2017年11月30日から2026年９月29日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）３

（注）1. 新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下、「対象株式数」という。）は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日以降に当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じとする。）又は株式併合を行うときは、当該調整の時点で未行使の本新株予約権に関して、次の算式により対象株式数を調整し、これに合わせて本新株予約権の目的である株式の数も調整される。

調整後対象株式数 ＝ 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式以外の株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会の決議により、必要と認める調整を行うものとする。
これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価格の調整を併せて行う場合には、調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社がその時点における調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行又は当社が保有する普通株式の処分（ただし、当社の株主のみを割当先として行う場合に限り、当社普通株式の株式無償割当ての場合、合併等により新株を発行又は自己株式を処分する場合、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処

分前において当社が保有する普通株式の数」、「１株当たり払込金額」は「１株当たり処分金額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

3. ① 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2017年６月期から2019年６月期の３事業年度におけるいずれかの期のEBITDAが2,000百万円を超過している場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の判定に用いるEBITDAとは、営業利益に調整項目（減価償却費、資産除去費用償却費、ソフトウェア償却費、商標権償却費、のれん償却費、研究開発資産償却費、長期前払費用償却費、リース資産償却費、資産除去履行差額、資産除去債務利息費用）の額を加算した金額とし、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
② 上記①にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
（ⅰ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
（ⅱ）当社普通株式につき、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
（ⅲ）当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
（ⅳ）当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。
③ 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、この注３において「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
④ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
⑤ 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位もしくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
⑥ 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
（ⅰ）本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合

（ⅱ）本新株予約権者が、会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解職の懲戒処分を受けた場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
（ⅲ）本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
⑦ 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
（ⅰ）当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日までの間は、本新株予約権を行使することができない。
（ⅱ）当該上場日から起算して３年間は、割当てを受けた本新株予約権の70％に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
（ⅲ）当該上場日の３年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権のすべてを行使することができる。
ただし、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り１年未満である場合には、本新株予約権者は、前記（ⅰ）乃至（ⅱ）にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。
⑧ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル２号投資事業有限責任組合及びIntegral FundⅡ（A）L.P.（以下、この注３において併せて「本組合ら」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下、この注３において「本エグジット」という。）であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から５営業日の間（ただし、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。

2. 当事業年度中に当社従業員に対して交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2020年６月30日現在）

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北野泰男	キュービーネット株式会社 代表取締役社長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO QB House (Hong Kong) Limited Director CEO 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director
専務取締役	入山裕左	キュービーネット株式会社 専務取締役東日本事業本部長
取締役	宮﨑誠	キュービーネット株式会社 取締役西日本事業本部長
取締役管理本部長	松本修	キュービーネット株式会社 取締役管理本部長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director QB House (Hong Kong) Limited Director 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director
取締役	大宮立	レックス法律事務所 パートナー 積水ハウス・リート投資法人 監督役員
取締役	菊地唯夫	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長
取締役	斎藤敏一	株式会社ルネサンス 代表取締役会長
常勤監査役	細野幸男	キュービーネット株式会社 監査役 セメダイン株式会社 監査役
監査役	石川敏夫	―
監査役	上條謙司	―

（注）1. 取締役 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 細野幸男氏及び上條謙司氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏並びに監査役 細野幸男氏及び上條謙司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 石川敏夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏並びに監査役 細野幸男氏、石川敏夫氏及び上條謙司氏と当社は、会社法第423条第１項の賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	支給人数	支　給　額
取　締　役 （うち社外取締役）	7人 （3人）	117百万円 （16百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	3人 （2人）	12百万円 （9百万円）
合　　計	10人	130百万円

（注）1. 取締役の報酬額は、2015年6月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬額は、2017年9月28日開催の定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。

3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏　　名	地　　位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
大宮　　立	社外取締役	レックス法律事務所 パートナー	取引関係はありません。
菊地　唯夫	社外取締役	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長	取引関係はありません。
斎藤　敏一	社外取締役	株式会社ルネサンス 代表取締役会長	取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　　名	地　　位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
細野　幸男	社外監査役	セメダイン株式会社 監査役	取引関係はありません。
		キュービーネット株式会社 監査役	当社の完全子会社であります。

③　当期における主な活動状況

（イ）取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区　分	氏　名	取締役会への出席状況（出席率）	監査役会への出席状況（出席率）	主な活動状況
取締役	大　宮　　立	16回／16回中（100%）	—	弁護士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、必要な発言を行っています。
取締役	菊　地　唯　夫	15回／16回中（93.8%）	—	経営者としての豊富な知識と経験に基づき、当社の経営全般に必要な発言を行っています。
取締役	斎　藤　敏　一	15回／16回中（93.8%）	—	経営者としての豊富な知識と経験に基づき、当社の経営全般に必要な発言を行っています。
常勤監査役	細　野　幸　男	15回／16回中（93.8%）	14回／14回中（100%）	他社の取締役及び監査役として培われた豊富な知識と経験に基づき、必要な発言を行っています。
監査役	上　條　謙　司	16回／16回中（100%）	14回／14回中（100%）	他社の監査役として培われた豊富な知識と経験に基づき、必要な発言を行っています。

（ロ）当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社の監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の連結子会社の一部は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第５項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、当期利益が大幅な減少となり、また、新型コロナウイルスの感染が再度拡大しており、現時点では収束の兆しが見通せないことから、可能な限り手元資金を確保し、財務の安定を最優先すべきと考え、誠に遺憾ながら配当は無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げます。今回の新型コロナウイルスの感染拡大により大きく変わった環境に適応すべく、改めて長期的な持続性及び成長性を重視した戦略を早期に再構築し、安定的な配当の実現に向けて努力してまいります。

連結財政状態計算書

（2020年６月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**6,544**	**流動負債**	**8,784**
現金及び現金同等物	5,117	営業債務及びその他の債務	342
営業債権及びその他の債権	775	借入金	4,720
棚卸資産	169	リース負債	2,322
未収法人所得税等	279	未払法人所得税等	60
その他の流動資産	202	その他の金融負債	88
非流動資産	**26,176**	その他の流動負債	1,249
有形固定資産	1,857	**非流動負債**	**14,151**
使用権資産	6,062	借入金	9,811
のれん	15,430	リース負債	3,671
無形資産	172	その他の金融負債	107
その他の金融資産	1,856	繰延税金負債	26
繰延税金資産	639	引当金	513
その他の非流動資産	158	その他の非流動負債	19
		負債合計	**22,935**
		【資本の部】	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	**9,786**
		資本金	1,214
		資本剰余金	4,754
		利益剰余金	3,885
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	△68
		資本合計	**9,786**
資産合計	**32,721**	**負債・資本合計**	**32,721**

（注）記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連結損益計算書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	19,089
売上原価	△16,245
売上総利益	2,843
その他の営業収益	129
販売費及び一般管理費	△2,629
その他の営業費用	△104
営業利益	239
金融収益	16
金融費用	△157
税引前利益	98
法人所得税費用	6
当期利益	104
当期利益の帰属	
親会社の所有者	104
当期利益	104

（注）記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

貸借対照表

（2020年６月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**768**	**流動負債**	**119**
現金及び預金	338	未払金	37
未収入金	427	未払費用	17
その他	2	未払法人税等	14
固定資産	**4,784**	預り金	42
投資その他の資産	**4,784**	その他	7
関係会社株式	4,732	**負債合計**	**119**
その他	52	**【純資産の部】**	
		株主資本	**5,322**
		資本金	1,214
		資本剰余金	4,754
		資本準備金	3,253
		その他資本剰余金	1,501
		利益剰余金	△646
		その他利益剰余金	△646
		繰越利益剰余金	△646
		自己株式	△0
		新株予約権	**110**
		純資産合計	**5,433**
資産合計	**5,553**	**負債・純資産合計**	**5,553**

（注）記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**353**
営業費用	**390**
営業損失	**37**
営業外収益	**0**
営業外費用	**0**
経常損失	**37**
税引前当期純損失	**37**
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等調整額	△6
当期純損失	**36**

（注）記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月18日

キュービーネットホールディングス株式会社
　取 締 役 会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡辺力夫	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	林　美岐	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2019年７月１日から2020年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、キュービーネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月18日

キュービーネットホールディングス株式会社
　取 締 役 会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡辺力夫	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	林　美岐	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2019年７月１日から2020年６月30日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年７月１日から2020年６月30日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第１項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年８月19日

キュービーネットホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　細　野　幸　男　㊞

監査役　石　川　敏　夫　㊞

社外監査役　上　條　謙　司　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役７名選任の件

現任の取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役３名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	北野（きたの）　泰男（やすお） （1969年６月26日）	2005年２月　キュービーネット株式会社 入社 2005年９月　同社 取締役経営企画室長 2006年３月　同社 取締役管理本部長 2008年９月　同社 専務取締役経営企画室長兼管理本部長 2009年10月　同社 代表取締役社長（現任） QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO（現任） QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO（現任） 2011年６月　QB House (Hong Kong) Limited Director CEO（現任） 2012年２月　台和捷麗有限公司 董事（現任） 2016年９月　当社 代表取締役社長（現任） QB HOUSE USA INC. Director（現任）	392,000株
		（取締役候補者とする理由） 当社及びキュービーネット株式会社の代表取締役社長を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	入山 裕左（いりやま ゆうすけ） （1974年12月12日）	2003年１月　キューピーネット株式会社 入社 2004年９月　同社 取締役開発事業部長 2006年３月　同社 常務取締役開発事業部長 2013年12月　同社 常務取締役営業本部長 2015年７月　同社 常務取締役東日本事業本部長 2016年９月　当社 常務取締役 2019年９月　当社 専務取締役（現任） キューピーネット株式会社 専務取締役東日本事業本部長（現任）	91,300株
		（取締役候補者とする理由） キューピーネット株式会社の東日本エリアの責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	
3	宮﨑 誠（みやざき まこと） （1968年12月17日）	2001年１月　キューピーネット株式会社 入社 2004年５月　同社 取締役営業本部長 2013年12月　同社 取締役店舗運営本部長 2015年７月　同社 取締役西日本事業本部長（現任） 2016年９月　当社 取締役（現任）	64,000株
		（取締役候補者とする理由） キューピーネット株式会社の西日本エリアの責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	松本（まつもと）　修（おさむ） （1971年７月14日）	2004年１月　キューピーネット株式会社 入社 2013年９月　QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director（現任） QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director（現任） QB House (Hong Kong) Limited Director（現任） 2013年12月　キューピーネット株式会社 取締役管理本部長（現任） 2016年９月　当社 取締役管理本部長（現任） QB HOUSE USA INC. Director（現任） 2018年９月　台和捷麗有限公司 董事（現任）	84,000株
		（取締役候補者とする理由） 当社及びキューピーネット株式会社の管理部門の責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	
5	大宮（おおみや）　立（たつし） （1973年９月14日）	1998年４月　株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2002年４月　最高裁判所司法研修所 入所 2003年10月　東京弁護士会 登録 森・濱田松本法律事務所 入所 2012年７月　シティ法律事務所 パートナー 2013年12月　キューピーネット株式会社 監査役 2014年９月　積水ハウス・リート投資法人 監督役員（現任） 2015年６月　当社 監査役 2017年９月　当社 社外取締役（現任） 2018年10月　レックス法律事務所 パートナー（現任）	―
		（社外取締役候補者とする理由） レックス法律事務所のパートナーを務めており、弁護士としての豊富な知識と経験を有しております。弁護士としての専門的な見地から経営に対する監督を適切に行っていることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	菊地 唯夫（きくち ただお） （1965年12月４日）	1988年４月　株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行） 入行 2000年２月　ドイツ証券会社東京支店 入社 2004年４月　ロイヤル株式会社（現　ロイヤルホールディングス株式会社） 入社 2010年３月　同社 代表取締役社長 2010年５月　株式会社ハブ 取締役 2016年３月　ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長（兼）CEO 2018年２月　当社 社外取締役（現任） 2019年３月　ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長（現任）	―
		（社外取締役候補者とする理由） ロイヤルホールディングス株式会社の代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有しております。当社の経営全般への助言や経営に対する監督を適切に行っていることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	
7	斎藤 敏一（さいとう としかず） （1944年６月18日）	1967年４月　大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社） 入社 1986年６月　株式会社ルネサンス 取締役 1992年６月　同社 代表取締役社長 2011年４月　同社 代表取締役会長 2018年２月　当社 社外取締役（現任） 2020年７月　株式会社ルネサンス 代表取締役会長執行役員（現任）	4,500株
		（社外取締役候補者とする理由） 株式会社ルネサンスの代表取締役会長執行役員を務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有しております。当社の経営全般への助言や経営に対する監督を適切に行っていることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	

（注）1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏については社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者である大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、大宮立氏は３年、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏は２年７ヶ月であります。

以上

株主総会
会場ご案内図

会　場

東京ウィメンズプラザ ホール

東京都渋谷区神宮前5-53-67



■交通のご案内

JR・東急東横線・京王井の頭線・東京メトロ副都心線
渋谷駅
宮益坂口 徒歩12分

東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線
表参道駅
B2出口 徒歩7分

都バス（渋88系統）
青山学院前バス停
徒歩2分

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
※当日ご出席の株主様への粗品のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。